

# 上高田区民活動センター運営委員会

## このホームページ作成の考え方

### ■ サイトポリシー

#### 1 著作権

ホームページ上の文書や画像等のファイル、およびその内容に関する著作権は、原則として上高田区民活動センター運営委員会に帰属します。また、一部の画像などの著作権は著作権者が所有しています。

当ホームページ上の文書や画像等の無断での使用・転載・引用、二次利用を禁じます。当ホームページの内容の利用を希望する場合は、事前に区民活動センター運営委員会事務局にご相談下さい。

#### 2 リンク

##### (1) ホームページへのリンク

ホームページへのリンクは原則、自由です。ただし、リンク元のホームページ等が法令や公序良俗に反すると区民活動センター運営委員会が判断した場合は、リンクをお断りします。なお、リンクを設定する場合には、原則としてトップページにお願いします。やむを得ず個別のページへリンクする場合、個別のページについては予告なしに URL や内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、フレーム内に本サイトのページを表示させるなど、他のコンテンツと組み合わせたリンク設定は行わないで下さい。

##### (2) ホームページからのリンク

ホームページの内容を補完し、利用者の利便性の向上につながると判断する場合は、他のサイトへリンクする場合があります。ただし、あくまでも利便性の向上が目的であり、区民活動センター運営委員会がリンク先の内容等を保証したり推薦したりするものではありません。

#### 3 免責事項

ホームページに掲載されている情報の正確さには万全を期していますが、利用者が当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について、区民活動センター運営委員会はいかなる責任も負いません。

### ■ プライバシーポリシー

上高田区民活動センター運営委員会のホームページにおける、個人情報の取り扱いについては、中野区個人情報保護条例（平成2年中野区条例第2号）に準拠し、「個人情報取扱の守るべきルール」に基づき適正に取扱います。

#### 1 個人情報の収集について

個人情報を収集するときは、収集目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段で行います。なお、ホームページを閲覧する場合、ユーザーに関するいかなる情報を明かすことなく、匿名のまま自由に閲覧することができます。サイト改善のため、サーバー上に記録されたアクセスログ等の解析を行う事がありますが、総合的な利用動向の調査を行うためのものであり、個人を特定できる情報を収集することはありません。

ただし、ご意見を頂く場合には、必要に応じて氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどのご記入をお願いすることがあります。

## 2 個人情報の利用・提供

収集した個人情報は、収集目的の範囲内で利用し、法令等に定めがある場合を除き、いかなる個人情報も外部には提供しません。

提供いただいた個人情報を、その事務の目的の範囲を超えて、利用を行うことはありません。

- ・個人の分かる写真、映像は、基本的に本人の同意を得て掲載します。
- ・個人情報は、本人が同意した場合のみ、次の範囲で掲載します。

(1)氏名 (2)住所 (3)性別 (4)年齢 (5)団体名 (6)学校名 (7)役職 (8)学年

## 3 個人情報の保存について

提供いただいたご本人の承諾を得た場合、または法律により要請された場合以外、個人情報が他者に共有されることはありません。必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄、消去します。

## ■ 個人情報取り扱いの守るべきルール

- 1 個人情報を取り扱う場合は、利用目的をできるだけ特定しなければならない。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 偽り、その他不正な手段によって、個人情報を取得してはならない。
- 3 個人情報を取得する時は、原則的に本人から収集するものとする。なお、本人以外から収集する必要がある場合は、あらかじめ区と協議しなければならない。
- 4 個人データは、利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。
- 5 個人データの漏えいや滅失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。
- 6 個人データを安全に管理するために、事務局スタッフに対し必要かつ安全な監督を行わなければならない。
- 7 本人の同意を得ないで、本人以外の者（第三者）に個人データを提供してはならない。ただし、次の場合を除く。
  - (1) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
  - (2) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- 8 保有している個人データの利用目的、開示等に必要の手続、苦情の申出先について、本人の知り得る状態に置かなければならない。また、本人からの求めに応じて、保有している個人データを開示しなければならない。
- 9 保有している個人データの内容に誤りがあるときは、本人からの求めに応じて、利用目的の達成に必要な範囲内で調査し、訂正等を行わなければならない。
- 10 本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。